平成２７年（フ）第５２３号
さいたま市南区文蔵３丁目３番２―302号
債務者　岸野　　仁（旧姓中川）
1　決定年月日時　平成27年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月26日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第５４５号
千葉県八街市沖渡680番地22
債務者　藤原　美樹（旧姓山口）
1　決定年月日時　平成27年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月26日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第５７１号
埼玉県新座市畑中３丁目８番24号　クレドールＣ201号室
債務者　村上　一大
1　決定年月日時　平成27年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月26日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１６０号
静岡県熱海市下多賀788番地の13
債務者　石川　　眞
1　決定年月日時　平成27年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月26日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２７年（フ）第２５４号
大阪府岸和田市河合町1820番地の３
債務者　松本　幸雄
1　決定年月日時　平成27年７月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月26日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第２６０号
大阪府泉南市信達大苗代62番地泉南一丘団地12棟506号
債務者　大和谷美砂
1　決定年月日時　平成27年７月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月26日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第２６６号
大阪府泉佐野市市場西１丁目６番23―201号
債務者　貝塚　　大
1　決定年月日時　平成27年７月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月26日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第２６７号
大阪府泉大津市旭町18番２―701号
債務者　城村　　諭
1　決定年月日時　平成27年７月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月26日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第２６９号
大阪府泉大津市旭町18番２―701号
債務者　城村　恵子
1　決定年月日時　平成27年７月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月26日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第２８９号
大阪府貝塚市麻生中132番地
債務者　辻　好次郎
1　決定年月日時　平成27年７月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月26日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第２９０号
大阪府泉大津市虫取町１丁目５番２―1103号
債務者　山本　尚生
1　決定年月日時　平成27年７月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月26日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第３０５号
大阪府泉佐野市高松北２丁目４番26号
債務者　森下　忠雄
1　決定年月日時　平成27年７月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月26日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第７４８号
札幌市白石区菊水元町６条１丁目４番３―102号
債務者　大西　礼子（旧姓中村）
1　決定年月日時　平成27年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第８９０号
北海道千歳市錦町１丁目14番地の１　メゾンド錦305号
債務者　嵯峨　直之
1　決定年月日時　平成27年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第９１６号
札幌市東区北32条東４丁目１番15―402号
債務者　高野　裕子（旧姓沖野）
1　決定年月日時　平成27年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第９２９号
札幌市豊平区月寒東２条10丁目２番２―306号
債務者　佐藤　牧子
1　決定年月日時　平成27年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第９３５号
札幌市北区屯田５条２丁目13番25号
債務者　田中　誠実
1　決定年月日時　平成27年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第９７４号
札幌市南区真駒内緑町４丁目１番５―202号
債務者　辻本　博美
1　決定年月日時　平成27年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部